

令和8年度福岡県指定管理鳥獣捕獲等事業（第1工区）委託業務仕様書（案）

第1 事業の目的

耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区においては、シカ食害による生態系被害が深刻化しており、被害を受けた生態系の回復を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業によるシカ捕獲を実施する。

第2 事業の委託期間

契約締結日から令和9年2月8日まで

第3 事業の内容

指定管理鳥獣捕獲等事業によるシカの捕獲

① 対象鳥獣

ニホンジカ

② 猟法及び捕獲の規模

猟法：わな猟（くくりわな）とし、銃猟は認めない。

わなの設置数、設置期間は受注者からの提案により決定する。提案を行ったわなの設置数、設置期間は確実に捕獲に従事すること。

③ 捕獲目標

40頭

※ 目標を達成しても、②で示す設置基日を満たしていない場合は、設置基日を満たすまで設置を継続し、できるだけ多く捕獲すること。

※ ②で示す設置基日を満たしても、捕獲目標を達成していない場合は、捕獲目標を達成するまで事業を継続すること。

※ 県が提供するシカ生息状況情報を元に、生息密度が特に高いと推察される地域における捕獲の実施に努めること。

④ 捕獲実施期間

従事者証発行日から令和9年2月5日まで

⑤ 実施区域

福岡県内の耶馬日田英彦山国定公園のうち、築上町、豊前市、上毛町の主要林道（寒田林道、寒田林道118支線、経読林道、経読林道経読岳支線、経読林道132支線、第2豊築線）及び県道犀川豊前線の道路敷から200m線界で囲まれる区域並びにその周辺（別紙1参照）

⑥ わなの設置状況、捕獲場所、個体の記録

わなの設置日及びわなの設置箇所（GPS座標、狩猟メッシュ番号）を記録し、わなごとに管理番号を割り振る。また、捕獲した個体（錯誤捕獲した個体を含む。）については、捕獲したわなの管理番号、捕獲場所（GPS座標、狩猟メッシュ番号）、雌雄、成幼、年齢（推定できる場合）、全長、体重等の情報を記録する。

第4 留意事項

（1）事前手続き

事業実施にあたっては、事前に以下の手続きを行った後、捕獲作業を行うこと。

- ① 受注者は、国有林野に入林し事業を実施する場合、福岡森林管理署に入林手続きを行うこと。
- ② 捕獲作業中イノシシ及びアライグマ等の錯誤捕獲が想定されるため、受注者は必要に応じて鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、「鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可申請書」を県に提出し許可を得ること。
- ③ 受注者は、法第9条第8項及び第14条の2第9項の規定に基づき、県に対して従事者証の交付の申請を行い、交付を受けること。
- ④ 受注者は、わなの設置場所すべての地権者を確認し、わなの設置の承諾を事前に得ること。
- ⑤ ①から④のほか、事業実施に必要となる各種申請・届出については受注者において確実に実施すること。
- ⑥ 受注者は、鳥獣保護管理員、関係市町村、福岡県猟友会、関係猟友会支部に事業計画及び従事者の説明を行い、事業内容を十分に周知すること。

（2）捕獲等の実施

- ① くくりわなを設置する際（設置場所を移動する場合を含む。）は、当該市町村及び地元猟友会支部に、国有林を含む場合は管轄の森林事務所にその旨を連絡すること。
- ② 捕獲等を行う際は、（1）③で交付を受けた従事者証を常に携帯するとともに、本事業に従事している旨を記載した腕章を作成し、着用すること。
- ③ 地元住民等への注意喚起のため、捕獲実施場所には、捕獲等を実施している旨を記載した表示物を掲示すること。

- ④ 捕獲従事者は、法第9条第12項、第14条の2第9項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第17項及び第13条の9第10項の規定により、猟具ごとに以下の事項を記載した標識の装着等を行うこと。

(共通)

- ・ 住所、氏名

(指定管理鳥獣捕獲等事業関係)

- ・ 従事者証の交付を受けた県知事名、委託した県の名称及び事業の実施期間、捕獲をしようとする鳥獣の種類

(許可捕獲関係)

- ・ 許可証に記載された県知事名、許可の有効期間、許可証の番号、捕獲をしようとする鳥獣の種類

- ⑤ わなの設置、見回り、止めさしは2名以上での実施を原則とし、わな設置期間中は毎日見回りを行うこと。ニホンジカが捕獲された場合は速やかに止めさしするとともに、捕獲許可を取得した野生鳥獣以外の野生鳥獣が捕獲された場合、速やかに放獣すること。

- ⑥ 事業に従事した際には、従事した人数、従事者等が写真で確認できるよう集合写真を撮影すること。その際、従事日、従事場所、従事人数を記載したホワイトボード等を入れて撮影すること。

(3) 捕獲後の処理

① 写真の撮り方

a. 捕獲個体への個体識別内容の記入

捕獲個体の右横腹に油性のスプレー等で捕獲個体の識別が可能となるように個体番号を記載するとともに、両耳と尾を油性のスプレー等で着色する。(捕獲個体への記載が困難な場合には、必要事項を記入したホワイトボード等を入れて撮影すること。)

b. 捕獲個体の向き

記載内容及び着色の状態が確認できるように、撮影者から見て、捕獲個体の頭部が右側に、足が下向きとなる状態(右横腹が映るように)とする。

c. 写真の撮影

捕獲個体の写真は、原則として捕獲現場において撮影する。ただし、捕獲従事者の安全確保又は当日の天候、地形条件等により、捕獲現場での撮影が困難な場合は、捕獲現場以外での撮影も可とする。

捕獲個体の写真は、捕獲従事者、捕獲個体及び捕獲日が確認できるように撮影する。その際、捕獲日、捕獲従事者名及び捕獲個体番号を記載したホワイトボード等を入れて撮影すること。

- ② 着色された両耳と尾は、捕獲個体から切り取り、受注者が冷凍保存し、月に1回自然環境課職員が現物確認を行うこととする。確認後は自然環境課で廃棄する。ただし、捕獲時に尾が欠落している場合には、欠落していることが証明できる写真を撮影すること。
- ③ 止めさしについては、現地の自然環境保護のため、基本的に電気止めさしの手法による。ただし、降雨や地形等の影響により、電気止めさしでは安全な止めさしができない場合は、刃物による止めさしを認める。また、大型の個体が捕獲された場合で接近しての止めさしが危険な場合に限り、銃器による止めさしを認める。この場合、周囲の安全に十分注意のうえ実施すること。

なお、やむを得ず銃器を使用する場合は、火薬取締法第11条（貯蔵）、第17条（譲渡又は譲受）、第22条（残火薬）、第25条（消費）等を遵守すること。

- ④ 捕獲個体については市町村における食肉利用、自家消費、埋設での処分を基本とする。
- ・捕獲個体のうち、食肉として利活用可能な個体について、市町村が所有する食肉処理加工施設への提供を検討すること。
 - ・自家消費を行う場合、消費できない部位の処分は市町村における廃棄方法に従い適切に行うこと。
 - ・埋設を行う場合は、埋設先への持ち込みの様子を捕獲した個体の個体番号が判別できる形で写真を撮影すること。

市町村における食肉利用、自家消費を行う場合は、引き渡し先から個体番号を明記した受領書を徴すること。なお、捕獲個体の譲渡は無償で行うこととする。

- ⑤ 撮影した写真、食肉利用、自家消費個体の受領書は捕獲地点ごとに取りまとめ、翌月5日までに報告すること。
- ⑥ 本事業で捕獲した個体については、市町村における捕獲奨励金などの事業に使用してはならない。

(4) その他

- ① 本事業における作業に従事した日については、別添様式により作業実施日、作業場所、従事者数、従事者氏名、捕獲数、目撃数その他の情報を記録し、翌月5日までに前月分を取りまとめて報告すること。また、作業の従事日については、開始前に従事予定の作業を、終了後に従事した作業内容と成果を、毎日報告すること。
- ② 委託料の支払いについては精算払いを原則とするが、県が必要と認めるときは委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。
- ③ 本事業の実施により得られた著作権等の無体財産権は、事業の終了とともに県が継承する。

第5 事業の実績報告







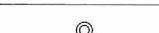


(1) 報告期限

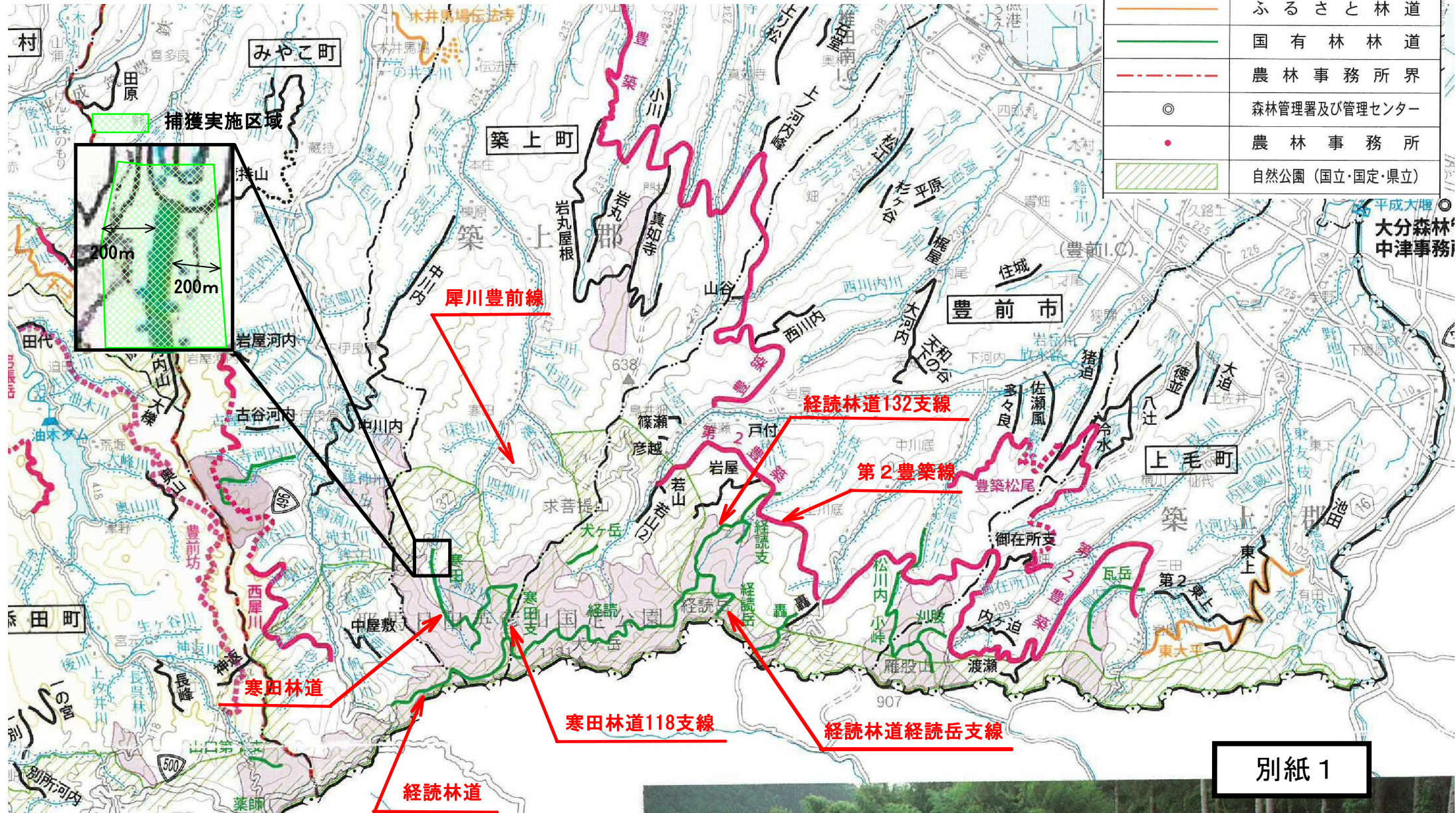
令和9年2月8日(月)

(2) 成果品

事業実施報告書 データを保存した記録媒体 2部
出力した紙媒体 3部

捕獲実施区域（第1工区）

凡 例	
	国 有 林
	森 林 基 幹 道
	森 林 管 理 道
	ふ る さ と 林 道
	国 有 林 林 道
	農 林 事 務 所 界
	森 林 管 理 署 及 び 管 理 セ ン タ ー
	農 林 事 務 所
	自 然 公 園 (国 立 ・ 国 定 ・ 県 立)



別紙 1

別紙様式

令和 年 月実績

指定管理鳥獣捕獲等事業における鳥獣の捕獲結果の報告(ニホンジカその他の鳥獣)

事業名
発注者
契約日
事業を受注した法人の名称

作業実施日	作業項目	作業場所 (林道名等)	外勤した人数・氏名				捕獲の有無	シカの 目撃数	わなの 稼働数	備考
			捕獲作業従事者		それ以外の従事者					
			人数	氏名	人数	氏名				
	<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> わな設置 <input type="checkbox"/> わな撤去 <input type="checkbox"/> 見回り <input type="checkbox"/> 個体の処分 <input type="checkbox"/> その他						<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ニホンジカ(頭) <input type="checkbox"/> その他(頭) <input type="checkbox"/> なし			
	<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> わな設置 <input type="checkbox"/> わな撤去 <input type="checkbox"/> 見回り <input type="checkbox"/> 個体の処分 <input type="checkbox"/> その他						<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ニホンジカ(頭) <input type="checkbox"/> その他(頭) <input type="checkbox"/> なし			
	<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> わな設置 <input type="checkbox"/> わな撤去 <input type="checkbox"/> 見回り <input type="checkbox"/> 個体の処分 <input type="checkbox"/> その他						<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ニホンジカ(頭) <input type="checkbox"/> その他(頭) <input type="checkbox"/> なし			
	<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> わな設置 <input type="checkbox"/> わな撤去 <input type="checkbox"/> 見回り <input type="checkbox"/> 個体の処分 <input type="checkbox"/> その他						<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ニホンジカ(頭) <input type="checkbox"/> その他(頭) <input type="checkbox"/> なし			
	<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> わな設置 <input type="checkbox"/> わな撤去 <input type="checkbox"/> 見回り <input type="checkbox"/> 個体の処分 <input type="checkbox"/> その他						<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ニホンジカ(頭) <input type="checkbox"/> その他(頭) <input type="checkbox"/> なし			

